

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づく実施状況について、下記のとおり情報を公表します。

【取り組み状況】

＜取り組み①＞

女性職員の積極的な登用を推進するため、キャリア形成に必要な研修の充実や、多様な職場経験の機会を設け、女性職員の積極的な参画と採用に関し女性が活躍する様子の積極的な広報に努めます。

令和 6 年度については、女性職員に様々な研修を受講してもらい、幅広い知識を持って職務に生かせるよう取り組みました。

＜取り組み②＞

育児休業等を取得しやすい環境づくりを推進するため、男性職員に対し育児休業、部分休業等に関する制度の周知を図り、また、育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰がなされるよう支援を実施します。

令和 6 年度については、育児休業の取得にあたり所属課への配慮を促し、安心して育児休業が取得できる職場環境づくりに取り組みました。

＜取り組み③＞

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、休暇を取得しやすくするための職員の意識改革や職場環境づくりを実施します。また、毎週水曜日をノー残業デイとし、早期退庁への注意喚起を図るとともに、管理職員が定時退庁の模範となるよう努めます。

令和 6 年度については、職員への時間外勤務の削減とワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みました。

【女性活躍推進のための目標と達成状況】

目 標 項 目	目標数値	設定時	令和 5 年度	令和 6 年度
管理的地位(課長補佐以上)にある職員に占める女性の割合を増加させる	15.0%以上	13.1%	20.5%	20.5%
男性職員の育児休業を取得させる	10.0%以上	0%	0%	25%
年次有給休暇の取得日数を増加させる	10 日以上	4.2 日	8.2 日	8.9 日